

第4章 子育て施策の展開

○計画の枠組み

【基本理念】	【基本方針】	【施策の展開】
<p>「未来を担う人づくり」 みんな元気な子どもたち 地域で支えるいきいき子育て</p>	<p>基本方針1 安心して住むことができる まちづくり</p>	<p>(1) 定住ができる条件の整備</p>
	<p>基本方針2 安心して生み育てることができる まちづくり</p>	<p>(1) 安心して生むことのできるための 支援 (2) 安心して子育てができるための支援 (3) 生活支援の充実 (4) 子育てコミュニティの拡充</p>
	<p>基本方針3 健康な子どもを育てることが できるまちづくり</p>	<p>(1) 新生児・乳幼児の健康管理の充実 (2) 児童及び生徒の健康管理の充実 (3) 地域医療体制の充実・強化</p>
	<p>基本方針4 こころ豊かな子どもを育て ることができるまちづくり</p>	<p>(1) 家庭教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 食育の推進 (4) 学校を拠点とした地域コミュニティ の形成 (5) 交流をとおした学習機会の拡充</p>
	<p>基本方針5 子育てを地域全体で支える まちづくり</p>	<p>(1) 安全に暮らせる地域環境の確立 (2) 子ども同士の活動の活性化 (3) 虐待防止と要保護児童への支援 (4) 男女共同参画の推進 (5) 青少年健全育成施策の推進</p>

基本方針 1 安心して住むことができるまちづくり

出産や子育てをする家庭が、安心して暮らすことができるよう、就労機会の創出及び就労支援に取り組みます。また、経済的に負担の大きな若者世帯やひとり親家庭等が、本市に安心して住み続けられるよう住宅等の確保に努めます。

(1) 定住ができる条件の整備

①就労機会の創出と安定した職場の確保

○就労機会の創出

企業立地環境の整備を進め、成長が見込める業態の情報を分析するなど、新規企業誘致とともに既存企業への働きかけにより増設等雇用機会の増進を図ります。

○母親の就労支援

市地域職業相談室（ALPHA）の利用を促すとともに、就労に際しての保育所等利用の支援を図ります。

②安心してすごせる住宅等の供給

増加傾向にあるひとり親家庭向けの住宅について、計画的に供給します。

基本方針 2 安心して生み育てることができるまちづくり

妊娠・出産の不安を和らげ、健康な子どもを出産できるよう健診の実施や相談体制の充実を図ります。

また、安心して子育てができるよう保育サービスの充実に努めるとともに、保育や医療等に要する費用負担の軽減を図るため、子育て家庭に対する経済的な支援を行いながら、今後、国が創設する各種手当支給制度などの動向を踏まえ、必要があれば見直しや検討を行います。

さらに、子育て中の親同士の交流や、子育て支援団体等育成支援を行うなど、子育ての不安を解消し安心して育てられるよう、地域全体での子育て家庭の支援に取り組みます。

(1) 安心して生むことのできるための支援

①安心して妊娠・出産できるための支援

○不妊治療への支援

保険診療の適用とならない体外受精、顕微鏡受精に限り治療費の一部を助成します。

○妊産婦健康審査

全妊婦健診（15回）と産後1か月検診を助成することにより、安心して出産が出来る体制を確保します。

○妊産婦医療費の助成

妊娠4ヶ月～分娩月までの医療費を助成します。

○妊産婦訪問指導

妊産婦の不安を軽減し、健やかに妊娠・出産できるよう、家庭訪問により健康状態の把握や疾病の早期発見、相談を行います。

(2) 安心して子育てができるための支援

① 幼保の一元化

保育所及び幼稚園を統廃合し、保育と教育を一体的に行う幼保一元化施設、また小学校等の改築に合わせた幼保一元化施設の整備を行います。

② 保育所の充実

○「0～5 歳児」保育環境の充実

生活形態の変化や家族構成の変化による低年齢児の保育ニーズに対応するため、保育環境の充実を図ります。

○一時保育の実施

女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等により児童の面倒をみられない時、その児童を一時的に保育します。

○特定保育の実施

週 2、3 日程度又は午前か午後の必要な時間帯に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供します。

○障害児保育の充実

障害のある子どもを集団で保育することにより、障害児の発育の補助と家庭での負担の軽減を図ります。

○延長保育の充実

保護者の就労形態の多様化に対応するため、午後 6 時 30 分から午後 7 時まで延長して保育を実施します。

○休日保育の検討

保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日保育の実施について検討します。

○病児・病後児保育の検討

保護者の就労支援にむけて、病児・病後児保育の実施について検討します。

○待機児童の解消

待機児童解消のため、受入枠の拡大を推進します。

○保護者の子育て支援の充実

保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や保育所の特性を生かして保護者や地域の子育て家庭への支援を行います。また、保護者等に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別に支援を行います。

③放課後児童クラブの拡大

小学 1～6 年生を基本に受け入れを行っており、利用児童の増加に対応するため定員増や施設増の検討を行います。

学童保育が利用できない地域もあることから、利用児童の拡大に向けた実施の可否について検討するとともに、めだかの学校との連携・協力等について検討します。

④ファミリーサポートセンター事業の実施

利用者の増加に向けて広報活動を実施するとともに、受け入れ体制の充実に向けて講習会・交流会等を開催します。

⑤育児休業制度の普及と促進

広報誌等を通じて積極的に国の制度等の紹介を行い、企業等の雇用環境の整備を促進します。

⑥子育て支援センターの活用

田村市子育て支援センターにおいて、ひまわりひろばや育児教室及び出前講座の実施や育児相談、サークル活動の援助等、子育て家庭への支援と保護者同士のつながりを深める取り組みを行います。

⑦相談体制の充実

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う子育て支援の拠点となる場を整備し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、子育てに関する相談・助言、関係機関との連絡調整等の充実を図ります。

(3) 生活支援の充実

①各種手当での支給

○児童手当の支給

中学校修了までの児童を対象に国の基準により支給します。

○児童扶養手当の支給

- ・児童 1 人：月額 41,020 円(全額支給者の場合)
- ・児童 2 人：上記に 5,000 円加算
- ・児童 3 人目から 1 人増すごとに 3,000 円を加算

○出生児誕生祝金の支給

第 1 子から 50,000 円を支給します。

②保育料等の軽減化

○市保育所保育料、市特別保育所保育料、市立幼稚園保育料等の軽減

市立保育所及び特別保育所の 3～5 歳児の保育料、市立幼稚園の入園料及び保育料、預かり保育の無料化を実施します。

○私立幼稚園就園補助

私立幼稚園に入所の児童 3 歳児月額 13,000 円、4 歳児月額 12,500 円、5 歳児 15,100 円の補助を実施します。

○地域保育施設事業費補助（認可外保育施設に対する補助）

認可外保育施設に入所の児童 3 歳児月額 13,000 円、4 歳児月額 12,500 円、5 歳児

15,100 円の補助を実施します。

○在宅で養育している保護者へ、子育て支援奨励金の実施

在宅で保育をしている3・4・5歳児の保護者へ、1人月額5,000円の補助を実施します。

○放課後児童クラブ保育料の軽減

放課後児童クラブの無料化を実施します。

③医療費助成制度の充実

○乳幼児及び児童医療費の助成

18歳以下の乳幼児及び児童の医療費の自己負担分の一部を助成します。

○ひとり親医療費助成

ひとり親家庭等の生活の安定と健康の保持増進を図るため、児童と養育している親の医療費の自己負担分の一部を助成します。

(4) 子育てコミュニティの拡充

①交流機会の拡大

保健センター、児童館が開催する「親子ふれあい事業」等の事業内容の充実を図ります。

②子育てグループの育成

○自主子育てグループの育成・充実

交流機会をとおした自主子育てグループの育成・充実を図ります。

○常設の交流サロンの充実

子育て支援センターの充実を図るとともに、各地域に定期的に出前講座や遊びの教室を実施するなど地域での子育て支援の充実を図ります。

③母子愛育会の育成と充実

地域での健康な暮らしを応援する組織として活動し、特に子育て家庭への声かけや見守りを行うなど、今後も継続し、地域の交流を図ります。

④母子保健推進員活動の充実

乳幼児健診等の協力を通じて子育てを見守り、必要なアドバイスを行います。

基本方針3 健康な子どもを育てることができるまちづくり

子どもが心身ともに健康に育つよう、保育所や幼稚園、小・中学校、保健課など関係機関が連携・協力し、健康診査及び相談・指導が受けられるよう体制の充実を図ります。
また、医療機関の協力のもと、必要な医療が受けられるよう体制を整備します。

(1) 新生児・乳幼児の健康管理の充実

①新生児・乳幼児保健活動の充実

○新生児・乳児に対する訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）

新生児・乳児を家庭訪問し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。

○4 か月児健康診査

問診・身体測定・内科健診などを実施し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。

○10 か月児健康診査

問診・身体測定・内科健診などを実施し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。

○1 歳 6 か月児健康診査

問診・身体測定・内科健診・歯科健診などを実施し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。

○2 歳児歯科健康診査

問診・身体測定・歯科健診などを実施します。

○3 歳児健康診査

問診・身体測定・内科健診・歯科健診などを実施し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。

○育児相談（7 か月児）

発育、発達、離乳食相談、ブックスタート事業（赤ちゃん絵本を楽しむ体験をする活動）などを実施します。

○未受診者フォローアップ事業

未受診者への電話相談によりサポートする

○離乳食教室

離乳食の実習・相談などを実施します。

②健診の事後指導の充実

○心身の発達に遅れがみられる場合や養育上の心配がある場合の個別指導

健診時の話し合いで発達や養育上の支援が必要かどうかを検討し、必要な方に対しては、すくすく教室を勧めたり、養育支援として家庭訪問等を実施します。

○精密検査（精神発達精密健康診査、専門医療機関）

精密検査の受診率の向上に努めます。

○訪問指導（保健師が対応）

健診の事後管理で訪問による支援が必要な方に対し家庭訪問による指導を行います。

○療育相談（すくすく教室）

心身発達面で相談のある方を対象に毎月1回実施。遊びを通しての発達支援を中心に個別に医療・福祉・教育等について支援事業者、臨床心理士、言語聴覚士が相談に応じます。

（2）児童・生徒の健康管理の充実

①健診・検査の継続

- ・健康診断（内科、歯科、眼科：保育所及び幼稚園、小・中学校）
- ・各種健診（ぎょう虫検査、尿検査、心電図検査、血液検査、貧血検査：保育所及び幼稚園、小・中学校）

②事後指導の充実

- ・健康管理カードを活用した検診時の個別指導
- ・児童生徒と保護者の健康教室の開催

③思春期保健活動の充実

各小・中学校と保健課が連携して、思春期講話、肺がん予防教室、思春期保健福祉体験事業、赤ちゃんふれあい体験などを実施します。

（3）地域医療体制の充実・強化

①病院、診療所連携による市内診療体制の強化

○保健・医療ネットワークの確立

田村医師会と田村一市二町の保健・医療ネットワークを継続します。

○高度情報通信ネットワークの確立

福島県救急医療情報システムの活用を継続します。

○市営診療所の診療体制の継続

医科・歯科の診療体制の継続に努めます。

②休日・夜間診療体制の充実

○休日診療

田村地方休日在宅当番医制委託事業を継続して実施します。

○夜間急患への対応体制の充実

田村地方夜間診療所により夜間医療体制を、田村医師会と一市二町で継続して実施します。

基本方針4 心豊かな子どもを育てることができるまちづくり

子どもたちが心身ともに健やかに育つために、家庭や学校、地域社会の果たす役割は重要です。相談や学習の場を設けるなど家庭での教育の充実を促進するとともに、学校教育においては、すべての子どもが安心して、より質の高い教育を受けることができるよう環境整備に努めます。

また、地域社会等との交流をとおして幅広い学習の体験機会を提供し、豊かな人間性と個性の育みを支援します。

(1) 家庭教育の充実

①家庭からの相談・家庭教育学級の充実

○児童や家庭からの相談への対応

子育て支援センターと保育所等各施設の連携を強化し、相談業務の充実を図ります。

○育児関連情報の提供

市政だよりや子育て支援センター発行の「ひまわり」（年 12 回発行）などの広報紙を活用し、子育てに関する情報を掲載します。

(2) 学校教育の充実

①就学前教育の充実

○市立幼稚園の2年保育の実施

○幼稚園施設等における子育て支援の推進

幼稚園施設での「預かり保育」、小学校施設での「学童保育や放課後子ども教室(めだかの学校)」の実施を通して、保護者の子育てを総合的に支援します。

○幼稚園児の預かり保育の充実

不規則な預かり時間等に対応できる職員体制の整備など充実を図ります。

②義務教育の充実

○幼・小・中連携による学力向上のための研究体制の整備

各中学校区毎に幼・小・中連携推進計画に基づき実践します。

○基礎学力の向上と個々に応じた指導の充実

各学校において学力向上推進会議の計画に基づき、授業改善ときめ細かな指導の工夫を行います。

○小・中学校で授業研究や学力検査などの実施

各校の状況に応じて授業研究会を実施するほか、市学力検査や全国学力学習状況調査など各種調査を実施し、学力向上を図ります。

③障害をもつ子どもの早期療育体制の整備

○障害の早期発見

乳幼児の健診等の徹底・充実を図り、障害の早期発見から相談支援へと継続していく体制を強化します。

○療育施設の広域的整備

第4期田村市障害福祉計画及び福島県障がい者・福祉計画により療育体制の充実・強化を図ります。

○障害児教育の充実（専門教員の確保、サポート体制の充実等）

教育委員会、福祉、保健の各部門が連携し、特別支援教育体制の充実を進めるため、多様な教育機関の確保を図ります。

④相談支援機関の整備

○総合的な支援窓口とコーディネーターの配置

全中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒が心のゆとりを持てる環境づくりを推進します。また、障害等を持つ幼児・児童のため、特別支援教育支援員を幼稚園、小学校等に配置し、支援を行います。

（3）食育の推進

①食に関する学習

○保健センター等で妊産婦及び乳幼児の正しい食習慣の指導

乳幼児健康診査時等に栄養士により離乳食、幼児食の内容や与え方、食習慣に関する指導を行います。

○親子を対象とした地域の特産、伝統料理教室等の開催

伝統料理の掘り起こしなど内容の充実を図るとともに、公民館等との連携により参加者の拡大を図ります。

（4）学校を拠点とした地域コミュニティの形成

①学校を利用した地域内交流

○地域の子どもを地域で育てるためのコミュニティづくり

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力により、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指し、地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力のための様々な具体的取組みを促進し、地域の教育力の向上を図ります。

○コミュニティの核としての学校等活用の検討

地域活動に対する学校の開放を、全校で継続して実施します。

○学校施設の多面的利用

学校施設の管理と安心安全な学校環境づくりを両立させ、多面的利用を図ります。

(5) 交流をととした学習機会の拡充

①交流型学習機会の拡充

学校での研究成果を地域に発表

交流型学習の実施（小学生サマースクール、英語集中プログラム など）

②地域内交流の推進

○ふるさとふれあい教室、チャレンジ教室、ふるさとづくり教室、のびのび体験教室等
少年教室、放課後子ども教室との連携及び内容の充実を図ります。

○「おはなし会」図書館事業：子どもと大人を対象、読み聞かせ等

田村市子ども読書プラン（子ども読書活動推進計画）の具現化に向け、地域ボランティアの
発掘及び支援団体の拡充、育成に努めます。

○「このゆびとまれ」児童館事業

児童や親を対象に集団遊び等によるふれあい交流を図ります。

○ボランティア支援センターを通じた体験活動・学習機会の拡大

本事業をさらに具現化した学校支援地域本部事業の、さらなる推進を図ります。

③地域間・地域外交流機会の拡大

○姉妹都市交流派遣事業（マンスフィールド市）

豊かな国際感覚を身につけ、将来の田村市を担う人材を育成するため、中学生海外派遣研修
事業を実施します。

基本方針5 子育てを地域全体で支えるまちづくり

近年、子どもが被害にあう犯罪や事故が少なくありません。子どもたちが安全に安心して生活できるよう、交通安全環境の整備や防犯体制の強化など、安全な地域社会づくりを推進します。

また、家庭の経済状態や地域における家庭の孤立化など、複雑化する子どもを取り巻く環境に対応していくため、家庭や地域、関係機関が協力して、子どもの虐待防止や青少年健全育成活動に取り組みます。

(1) 安全に暮らせる地域環境の確立

①交通安全教室の開催

○交通安全教室の実施

子どもの時から交通安全に対する教育を行い、車社会に対応できるよう交通安全教室を開催します。

○警察、交通安全協会をはじめとした各種交通安全団体との連携

各団体が開催する交通安全活動に協力します。

②安全な通学環境の確保

○登下校の児童・生徒に対する交通安全街頭指導の徹底

安全の日等や交通安全運動期間に限らず、日常的に実施するよう努めます。

○通学路の危険箇所の点検と改善の強化

関係機関と連携して安全マップを作成し、通学時の危険箇所などの把握に努めます。

○小・中学生集団登下校

子どもの安全を図るべく、各学校の判断により集団登下校を実施します。

③防犯体制の強化

○「子ども110番の家」の確保

学校とPTA・地域が連携し確保します。

○防犯灯の設置

防犯上必要な箇所への設置に努めます。

○教員を対象にした防犯訓練の実施

各学校毎に計画的に実施します。

○防犯指導隊によるパトロール

防犯指導隊員によるパトロールに努めます。

○ボランティア及び老人会等による、通学見守り指導

行政単位及び学校単位などで見守り隊が組織され実施されています。今後も地域をあげて防犯体制の強化を図ります。

(2) 子ども同士の活動の活性化

①子どもコミュニティの醸成

○小学校を活用した放課後コミュニティ

学校及び地域の協力により異学年集団の活動をとおり、自主性、創造性、社会性、思いやりの心の育成などを図ります。

○スポーツ少年団・子ども会活動の振興

さらなる展開を図るため、地域指導者の発掘、育成に努めます。

○児童館の遊び場の整備、拡充

子ども同士のコミュニティの育成のため、児童館の整備及び事業の充実を図ります。

(3) 虐待防止と要保護児童への支援

①児童虐待防止体制の整備

○虐待を早期発見するための体制強化

児童虐待を早期発見するためにマニュアル等の作成を行い、保育所、幼稚園、小・中学校との連携強化を図ります。

○虐待防止のための啓発活動

児童虐待防止のための啓発を市の広報紙やホームページ等で実施します。

○関係機関との連携強化

個別事案に応じケース会議等を開催し、情報共有及び連携強化を図ります。

②要保護児童対策地域協議会、家庭児童相談員の配置

○要保護児童対策地域協議会での支援

要保護児童対策地域協議会代表者会議及びケース検討会議等を引き続き開催し、要保護児童等に対する支援を行います。

○家庭児童相談員の相談・支援

相談員を増員し、助言や指導の体制を強化します。

○支援に対する早期SOSの発見及びカウンセリングの充実

虐待や子どもからのSOSサインを早期に発見するため関係機関と連携を密にし、さらなる連携の強化を図ります。

○児童相談所など県機関との連携

児童相談業務については、福島県県中児童相談所等と連携を密にして指導を実施しており、引き続き、各種機関との連携の強化に努めます。

(4) 男女共同参画の推進

①家庭における男女共同参画の推進

○男女共同参画推進のための啓発活動の実施

○学校や職場での男女共同参画学習機会の拡大

男女共同参画計画にもとづき、フォーラム等の開催により学習機会の拡大に努めます。

(5) 青少年健全育成施策の推進

① 青少年を取り巻く社会環境の浄化

○ 有害環境の浄化意識の啓発や活動の促進

各地区公民館ごとに「田村っ子ルール 10」看板の設置や市ホームページによる周知、有害図書類自動販売機の図書類取り扱い業者の点検・指導、子供会活動における集団夜警などによる活動の促進を図ります。

○ 青少年問題解決のための情報の共有化と、連携の強化

要保護児童対策地域協議会において、青少年問題解決に向けた情報の共有化及び連携の強化を図ります。

② 青少年を育むふれあいと活力のある地域づくり

○ 地域における青少年育成活動のネットワークづくり

青少年健全育成市民会議支部が中心となり、情報の共有及びネットワークの強化を図ります。

○ 子どもと大人が参加する地域・団体活動の奨励

地域ボランティアなどを巻き込んでのさらなる推進、結成を推し進めるとともに、育成研修会等を実施します。

③ 適切な行動選択のできる自立した青少年の育成

○ 青少年の個性・能力を発揮する機会の充実

好ましい人間関係や社会性を育むため、地域体験活動・ボランティア活動支援センターとの協働により更なる事業を展開します。

青年が主張を発表する場を確保します。

○ 青少年活動への支援（青少年団体の育成、青少年活動指導者の養成）

現在、子ども育成支援ボランティア組織が数多く結成されており、中央組織により研修会等が実施されていますが、さらなる内容の充実を図ります。